

部活動指導方針

福知山市立桃映中学校
令和8年4月

はじめに

部活動は教育課程外ではありますが、学級や学年の枠を超えて、仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合い、共に活動を重ねることで、自主性、協調性、責任感、連帯感等が育成できる大変貴重な教育の場です。また、生涯を通してスポーツや文化に親しむ姿勢を身につける機会ともなります。

しかしながら、教員の長時間勤務が大きな社会問題となる中、その要因の1つにもあげられています。また、過度の部活動には生徒の健康を害する危険性もあります。

福知山市立桃映中学校は、こうした情勢の中で策定された「運動部の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁）「京都府部活動指導指針」（平成30年4月 京都府教育委員会）及び「福知山市立中学校に係る部活動指導の方針」（平成31年4月改定 福知山市教育委員会）に則り、このたび、「部活動指導の方針」を策定しました。これは、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えることに配慮し、持続可能な部活動の運営体制が整えられるようにするためのものです。また、同時に教員の健康管理に寄与し、心身とも健全な状態で生徒に関わることにより、教育の質の向上を図ることも目指しています。

本校においては、この方針について全教職員で共通理解を図り、家庭や地域等の理解や協力を得ながら、全ての部活動において適切かつ効果的な活動が行われ、部活動を通して生徒一人一人が心身ともに成長し、豊かな人間性を育めるよう「部活動に係る活動方針」を策定し、計画的・組織的な部活動の運営にあたります。

令和8年4月 福知山市立桃映中学校

部活動指導方針

1 令和8年度部活動一覧

次に示す部活動の活動を認める。

- (運動系)： 男子陸上競技部・女子陸上競技部・野球部・サッカー部(夏季まで)・
男子ソフトテニス部・女子ソフトテニス部・男子卓球部・女子卓球部・
女子バレーボール部・男子バスケットボール部・女子バスケットボール部
- (文化系)： 吹奏楽部
- (その他)： 自主研究部

2 部所属について

(1) 所属

- ア 桃映中学校の生徒は1つの部に所属し活動することを推奨する。
- イ 令和7年度入学生において、自主研究部は、外部の団体に所属し、中体連の大会に本校から出場する選手が所属する部とする。その他の地域クラブ所属や習いごとの生徒については、令和7年度入学生より、「無所属」とする。
- ウ 在校生については、現在自主研究部に所属している生徒は、そのまま継続とし、今後転部を考える場合、無所属も視野に入れ、顧問、担任と相談をする。

(2) 転部

- ア 事情があつて転部を希望するときは、担任と顧問どちらにも相談する。
- イ 保護者、顧問（現在所属している部及び転部希望先）、担任との相談の上決定する。
※転部する場合は、本人・保護者ともに再転部しないことを了解の上行う。
（ただし、規約などではなく状況に応じて再転部を認めることがある。）
- ウ 転部する場合は、学年教師が職員に周知する。
- エ 1年生については、家庭訪問で部活の様子を確認し、転部希望があれば個別相談に応じる。
（ゴールデンウィーク明けまで）

3 服装について

- (1) 基本的には、制服・体操服・ユニフォームで活動をする。（ただし、顧問が認めた場合は当てはまらない）
- (2) ウィンドブレーカーについては顧問の指示に従う。

4 活動時間

- (1) 長くとも平日は2時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は、3時間程度の練習とする。なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。

- (2) 平日の活動時間は、下記とする。

	4～10月	11月～3月
終了時間	17時00分	16時35分
完全下校	17時15分	16時50分

5 休養日

- (1) 平日は基本水曜日、休日は土曜日か日曜日のどちらかを休養日に設定する。
- (2) 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で休養日を確保する。
- (3) 生徒の健康面を鑑み、校長の指示の下、部活動の時間を短縮したり、停止したりする場合がある。

6 部費について

- (1) 部費（ユニフォーム代、遠征費など活動するために保護者負担を求めるもの）については、家庭状況をふまえ、3万円を超えないようにする。
- (2) (1)の額は、3年間で考え初年度分の超過分は2年目以降に考慮する。

7 部活動停止について

- (1) 中間テストの3日前、期末テストは7日前からテスト終了までを部活動停止とする。
- (2) 部活動停止期間中であっても、以下の場合は活動を認める。

上位大会につながる大会が、定期試験直後の土日どちらかに開催される場合

(例) 中丹開催後、ベスト4までは府大会へ参加できるなど

(条件)

- ア 生徒とその保護者、職員に対して2週間以上前から活動を行うことを周知している。
- イ 活動は、自由参加とし保護者の判断により参加不参加を決定できる。
- ウ 活動時間は、1時間程度とする。
- エ 教師の管理下で行い、部活動のルールを守ることができる。
- オ 顧問が責任をもって、戸締まりや下校指導を行える。
- カ 顧問が出席状況を把握し、学年主任や担任と連携できる。

8 部室使用規定

- (1) 部室は用具の保管、部員の着替え以外の目的では使用しない。
- (2) 部室内は、日常から整理整頓に心がける。
- (3) 使用後は責任を持ってカギをかけ、職員室に返却し家に持ち帰らない。
- (4) 部室内飲食をしない。
- (5) 自分の所属している部の部室以外には入らない。

9 下校当番について

- (1) 各部半月交替で担当する。(部活動費が支給される単位で下校当番を割り当てる。)
- (2) 教室の戸締まり、下校放送、校門での下校遅れ点検を担当し、日誌をつける。
- (3) 活動のない日などで当番活動ができない場合は、あらかじめ他の部に当番を依頼しておく。
- (4) 最終下校後、5分以内に当番の仕事を終えて、下校すること。

10 部活動費について（生徒会費から）

（１）基本金 10,000 円 + 人数×500 円程度 とする。（２学期頃支給予定）

※人数は５月１日付けの数とする。

（２）自主研究部、無所属の生徒について、部活動費の返金を個別に行う。

11 校外の活動や対外試合について

（１）大会とは

・試合については、大会（要項があり、主催者が団体）の場合、学校長の了解のもと参加・不参加を決定する。ただし、顧問主催のものについては、練習試合扱いとする。

（２）対外試合の活動時間

・練習試合では、生徒が試合を行っている時間の合計を半日程度とする。

（３）宿泊を伴う遠征について

・原則、宿泊を伴う遠征については、認めない。ただし、上位大会進出による泊を伴う遠征については、認めることがある。その場合は、引率職員は２名以上とする。

（４）移動手段について

・校区外に出る場合は、保護者の送迎、公共交通手段（職員の管理下）を利用するものとする。また、生徒を保護者送迎で搭乗させる場合は、原則保険をかけて行う。

・生徒を送迎バスで搭乗させる場合は、緑ナンバーを使用し、白ナンバーのレンタカーは使用しない。

（５）職員の車への搭乗

・生徒を職員の車に搭乗させることはしない。緊急時やむを得ず対応する場合については、学校長の了解のもと行う。

（６）校外にて活動を行う場合は、休日部活動届を校長に提出し許可を受ける。

12 緊急ミーティングについて

次の事が生じた場合は、顧問と一緒に、緊急ミーティングを行う。

（１）活動中、活動前後、下校中に不要飲食があった場合

（２）部内で不当なしごき、いじめ、暴力が起きた場合

（３）部室使用規定に反した場合

（４）下校時間に遅れた場合など

※緊急ミーティングの内容※

① 原因の究明

② 再発防止の工夫

③ 必要に応じ練習を制限する（部活動担当・部活動顧問により判断→管理職に確認→実施）

13 部活動参加に関わって

生徒が遅刻や欠席、体育の授業を見学した場合の部活動参加に関する基準を下記の通りに設け、教職員が統一して指導にあたる。

(1) 部活動に参加できない場合（→基本的に帰宅を促す）

- ア 定期テストを全教科終了していない場合。
- イ 体調不良で体育の授業を見学した、もしくは体育時に保健室で休んでいた場合。
- ウ 保健室で授業を1時間以上休み、体調面が心配な場合。
- エ 体調不良で遅刻して来た場合。

※ウエにおいては、帰宅を促すが、担任と顧問で連携を十分に図る。体操服忘れて授業を見学したが、部活動の服がある場合は、顧問と連携して対応する。

(2) 部活動に参加できる場合（→参加できるが、させなければならないことはない。）

- ア 金曜日休んだその週の土日（ただし保護者との連携を図る）。
- イ 体調不良以外で遅刻して来た場合。

※アにおいては、担任と顧問で連携をして対応にあたる。参加をする場合は、月曜日に休むことがないよう、十分に保護者と連携を図る。イにおいて、本人の状況が様々に考えられるので、今後の約束や見通しをもって対応にあたる。（例えば、「毎日寝坊して毎日部活動はフルです。」ということが無いよう、教師間の連携を図って対応する。）

(3) 留意点

基本的な考え方として、「授業を受けていない、学校生活がきちんとできていないのに部活動だけする」ことを安易に認めない。ただ生徒の様々な状況や背景が異なるので、いずれの場合においても、必ず担任や顧問、教科担当、養護教諭と連携を図る。

14 3年生の部活動参加について

(1) 引退（大会終了）後の3年生については、部活動参加はできない。ただし、以下の場合は、活動を認める。

- ア 平日も含め活動を認める場合
 - ・11月のコンクールや地域で演奏会がある吹奏楽部
 - ・11月に大会がある駅伝部
- イ 土日のみ活動を認める場合（3学期より）
 - ・入試に実技がある場合（綾部高校スポーツ総合専攻等）

(2) 高校にスポーツ推薦等での入学する場合も、部活動への参加は認めない。

15 公式戦の応援について

(1) 他の部活動の応援には行かない。ただし、兄弟（姉妹）の応援については、保護者同伴の場合のみ認める。

(2) 応援に行く場合

- ア 服装は、制服または体操服に限る。
- イ 携帯電話等、学校生活において不要物となるものは持って行かない。
- ウ 応援の行き帰りは寄り道をしない。

16 体罰やハラスメント等の防止

指導者が長時間、近い距離で生徒に継続的な指導を行うという部活動の特性を十分理解し、体罰やハラスメント等が絶対に起きないように、日常の活動を通して生徒の人権を尊重し、信頼関係に基づく活動を徹底して行うものとする。

17 安全管理と事故防止

部活動を行う際には、安全管理に万全を図る。やむを得ず、練習等に立ち会えない場合も、他の部の顧問等と連携・協力するとともに、生徒に活動内容・場所等について明確な指示を出す等、事故防止に最大限努める。

実際にケガや事故が起こった場合、迅速に対応するため、事前に対応マニュアル等に基づき、学校全体で十分に共通理解する場を設ける。

個々の生徒の体力や発達段階、疲労状況等を的確に把握した上で、計画的な活動を進め、熱中症への対応等、天候への配慮も含め無理の無い練習を実施する。

18 熱中症予防対策

ア 活動については、暑さ指数測定装置の数値（WBGT指数）を参考に対応する。

イ 測定装置は、以下の場所に取り付ける。

- ・屋外・・・野球部の防球ネット（黒球を日射に当て、地上から1、1m程度の高さで測定する）
- ・屋内・・・体育館の窓枠

ウ WBGT指数を測る時間帯

- ・9時 ・10時 ・13時 ・部活動開始30分前

エ 活動の対応（以下のとおり）

WBGT 指数	気温	対応
31℃以上		活動停止。生徒の様子を確認し帰宅させる。
	35℃以上	放送で注意喚起。水分補給、体調確認し、休憩や日陰・涼しい場所での練習に切り替える。（激しい運動は避ける。もしくは体調確認後、30分以内に帰宅させる。）
28℃以上～31℃未満		20分おきに休憩をとり、水分補給、体調確認。
25℃以上～28℃未満		30分おきに休憩をとり、水分補給、体調管理
25℃未満		通常の活動

*「熱中症特別警戒アラート」が発令されたまたは発令される予想ができた場合は、部活動を原則中止とする。

「熱中症特別警戒アラート」とは・・・都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表されるものである。

【追記あり】

オ その他

- ・顧問は、上記の表に応じて20分、30分後に水分補給、休憩がとれるよう、練習メニューを計画する。
- ・活動開始前、休憩中、活動終了後に、必ず生徒の体調を確認する。

- ・クールダウンをするために、保健室から氷を配布する。下校放送が入ったら、各部の部長は氷を保健室に取りに来る。
- ・部活動全体でクールダウンを要する場合は、図書室をその部屋として準備し、活動終了後に体を冷やして帰宅させる（必要に応じて使用する）。ただし、複数の部が必要とした場合は、その都度協議し、図書室以外の部屋の確保を行う。体調不良生徒については、保健室で経過観察を行い、保護者連絡等の判断を行う。
- ・体調不良の場合は、保健室などで冷却・休養させた後、帰宅させる。場合によっては、保護者連絡し迎えを依頼する。
- ・WBGT 指数が 31℃を超え「活動停止」になった場合は、生徒の体調を確認後、30分以内に片付けも終わるようにする。
- ・夏期休業中も、この対応を基準とする。
- ・緊急時に備え、顧問は携帯電話を持っておく。
- ・規則正しい生活習慣（睡眠・朝食等）を送るように指導する。